平成３０年（フ）第２号
奈良県吉野郡大淀町大字北野２番地の１
債務者　山田かおる
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２３４号
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋3617番地の１
破産者　有限会社堀内運送
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４７８号
大阪府和泉市池上町４丁目11番25号
破産者　コーヨーウィーヴ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
徳島県徳島市応神町吉成字前須39番地６
破産者　有限会社阿洲工業
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８０６号
札幌市白石区平和通15丁目南１番17号
破産者　東和自動車販売株式会社
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４２号
札幌市東区北35条東２丁目５番６号、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区北16条西５丁目１番22号
破産者　株式会社環境サポートサプライ
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分981番地121
破産者　有限会社カフェマジック
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第８０号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富2398番地の１
破産者　株式会社住いず
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５１２号
兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目146番地10
破産者　Ｎ’Ｓデザイン工房株式会社
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市小山田町7063番地
破産者　株式会社星和電機製作所
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
北海道旭川市豊岡５条４丁目２番11号
破産者　株式会社コスモメカ販売
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２４号
東京都町田市野津田町2754番地２
破産者　有限会社双葉建設
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０６２号
群馬県前橋市下大屋町304番地２ガーデン下大屋201号
破産者　緒方　純一
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１９７号
東京都三鷹市下連雀３丁目37番５―202号
破産者　若林みさを
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２３４号
東京都多摩市永山４―２―５―103
破産者　有限会社もえぎ
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６１号
東京都多摩市馬引沢２―７―７―103、住民票上の住所東京都多摩市永山４丁目２番地５―204
破産者　大塚美惠子
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１６号
岐阜県郡上市八幡町島谷1079番地
破産者　株式会社サン・モード
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８５号
岐阜県安八郡安八町大明神椙ノ木345番地１
破産者　株式会社クラスト
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４３２号
静岡県浜松市南区四本松町507番地
破産者　有限会社イジマ
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町296番地
破産者　株式会社天狗堂
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
京都市山科区東野中井ノ上町６番地32、商業登記簿上の本店所在地京都市山科区東野中井ノ上町９番地39
破産者　株式会社エムシルク
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９０号
京都市西京区大原野北春日町827―３
破産者　カミヨ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係